

第百九十三回国会
衆議院

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第五号

平成二十九年五月二十五日(木曜日)

午後二時三十一分開議

出席委員

委員長 竹本 直一君

理事 あべ 俊子君 理事 岩屋 毅君

理事 奥野 信亮君 理事 神田 憲次君

理事 山下 貴司君 理事 落合 貴之君

理事 牧 義夫君 理事 佐藤 茂樹君

今枝宗一郎君 鬼木 誠君

門山 宏哲君 小松 裕君

今野 智博君 坂本 哲志君

白須賀貴樹君 助田 重義君

瀬戸 隆一君 寺田 稔君

長尾 敬君 平沢 勝榮君

古川 康君 牧原 秀樹君

宮内 秀樹君 務台 俊介君

山本 拓君 和田 義明君

岡田 克也君 吉良 州司君

黒岩 宇洋君 篠原 孝君

田島 一成君 馬淵 澄夫君

國重 徹君 富田 茂之君

塩川 鉄也君 浦野 靖人君

椎木 保君

総務大臣 高市 早苗君

衆議院調査局第二特別調査 荒川 敦君
室長

五月二十四日

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

同月二十三日

政党助成金の廃止に関する請願(池内さおり君紹介)(第一一九四号)

第二類第二号 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第五号 平成二十九年五月二十五日

同(畑野君枝君紹介)(第一一九五号)は本委員会に付託された。

五月十六日

衆議院議員選挙制度における合区の解消を求める意見書(福井市議会)(第三二四四号)

衆議院議員選挙における合区の解消を求める意見書(福井県敦賀市議会)(第三二四五号)

衆議院議員選挙における合区の解消に関する意見書(福井県小浜市議会)(第三二四六号)

衆議院議員選挙制度の抜本的見直しを求める意見書(福井県鯖江市議会)(第三二四七号)

衆議院議員選挙における合区の解消に関する意見書(福井県あわら市議会)(第三二四八号)

衆議院議員選挙における合区の解消に関する意見書(福井県高浜町議会)(第三二四九号)

衆議院議員選挙における合区の解消を求める意見書(山梨県議会)(第三二五〇号)

衆議院議員選挙における合区の解消に関する意見書(香川県小豆島町議会)(第三二五一号)

市議会議員選挙日を緩和することを求める意見書(福岡県福岡市議会)(第三二五二号)

地方自治体議員選挙での選挙運動ビラ頒布の解禁を求める意見書(北海道留萌市議会)(第三二五三号)

地方議会選挙における公職選挙法改正を求める意見書(三重県四日市市議会)(第三二五四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

○竹本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。高市総務大臣。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○高市総務大臣 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の規定に基づき、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、同法の規定に基づき、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めるなどの措置を講じようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、平成二十七年の国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告に基づき、当該勧告どおり十九都道府県において九十七選挙区の改定を行うこととしております。

第二に、平成二十七年の国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を四選挙区で一ずつ減少させることとしております。

なお、改定後の衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定める規定などの公職選挙法の改正規定については、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行し、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○竹本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る三十一日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十四分散会

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

[illegible]

[illegible]

蒲生愛宕町、蒲生寿町、蒲生西町一丁目、
蒲生西町二丁目、蒲生東町、蒲生本町、蒲
生南町、川柳町一丁目、川柳町二丁目、川

柳町三丁目、川柳町四丁目、川柳町五丁目

目、川柳町六丁目、瓦曾根一丁目、瓦曾根二丁目、瓦曾根三丁目、大字北後谷、大字

北川崎、北越谷一丁目、北越谷二丁目、北越谷三丁目、北越谷四丁目、北越谷五丁目、

目、越ヶ谷、越ヶ谷一丁目、越ヶ谷二丁

越々谷三丁目 越々谷四丁目 越々谷

五丁目、趣々谷本町、御麿町、相模町一丁目、相模町二丁目、相模町三丁目、相模町四丁目、相模町五丁目、相模町六丁目、相模町七丁目、相模町八丁目、相模町九丁目、相模町十丁目、相模町十一丁目、相模町十二丁目、相模町十三丁目、相模町十四丁目、相模町十五丁目、相模町十六丁目、相模町十七丁目、相模町十八丁目、相模町十九丁目、相模町二十丁目、相模町二十一丁目、相模町二十二丁目、相模町二十三丁目、相模町二十四丁目、相模町二十五丁目、相模町二十六丁目、相模町二十七丁目、相模町二十八丁目、相模町二十九丁目、相模町三十丁目、相模町三十一丁目、相模町三十二丁目、相模町三十三丁目、相模町三十四丁目、相模町三十五丁目、相模町三十六丁目、相模町三十七丁目、相模町三十八丁目、相模町三十九丁目、相模町四十丁目、相模町四十一丁目、相模町四十二丁目、相模町四十三丁目、相模町四十四丁目、相模町四十五丁目、相模町四十六丁目、相模町四十七丁目、相模町四十八丁目、相模町四十九丁目、相模町五十丁目、相模町五十一丁目、相模町五十二丁目、相模町五十三丁目、相模町五十四丁目、相模町五十五丁目、相模町五十六丁目、相模町五十七丁目、相模町五十八丁目、相模町五十九丁目、相模町六十丁目、相模町六十一丁目、相模町六十二丁目、相模町六十三丁目、相模町六十四丁目、相模町六十五丁目、相模町六十六丁目、相模町六十七丁目、相模町六十八丁目、相模町六十九丁目、相模町七十丁目、相模町七十一丁目、相模町七十二丁目、相模町七十三丁目、相模町七十四丁目、相模町七十五丁目、相模町七十六丁目、相模町七十七丁目、相模町七十八丁目、相模町七十九丁目、相模町八十丁目、相模町八十一丁目、相模町八十二丁目、相模町八十三丁目、相模町八十四丁目、相模町八十五丁目、相模町八十六丁目、相模町八十七丁目、相模町八十八丁目、相模町八十九丁目、相模町九十丁目、相模町九十一丁目、相模町九十二丁目、相模町九十三丁目、相模町九十四丁目、相模町九十五丁目、相模町九十六丁目、相模町九十七丁目、相模町九十八丁目、相模町九十九丁目、相模町一百丁

横町七丁目 七左町一丁目 七左町四丁目

目、七左町五丁目、七左町六丁目、七左町七丁目、七左町八丁目、大字下間久里、新

川町一丁目、新川町二丁目、新越谷一丁

目 新越谷二丁目 神明町一丁目 神明町

二丁目 千間台東二丁目 千間台東二丁目、千間台東三丁目

目、千間台東四丁目、大成町一丁目、大成

町二丁目、大成町三丁目、大成町四丁目、

大成町五丁目、大成町六丁目、大成町七丁目

目、大成町八丁目、大字中島、中島一丁

目、中島二丁目、中島三丁目、大字長島、

中町、大字西新井、大字西方、西方一丁

目、西方二丁目、大字野島、登戸町、大字

花田一丁目 花田二丁目 花田三丁目

目、 花田七丁目、 東大尺二	目、 花田四丁目、 東大尺二	目、 花田五丁目、 東大尺二	目、 花田六丁目、 東大尺二
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

丁目、東大沢三丁目、東大沢四丁目、東大

沢五丁目、東越谷一丁目、東越谷二丁目、

東越谷三丁目、東越谷四丁目、東越谷五丁目

目、東越谷六丁目、東越谷七丁目、東越谷

八丁目、東越谷九丁目、東越谷十丁目、東

柳田町、大字平方、平方南町、大字袋山

(六百七十一番地から六百七十九番地ま

で、六百八十一番地から六百八十七番地ま

で、七百四番地、七百二十八番地から七百

五十三番地まで、七百六十一番地から八百五十三番地まで、八百一十一番地から八百三十七番地まで、八百四十三番地、八百五十六番地から八百八十八番地まで、八百九十九番地から九百五十二番地まで、九百七十八番地から千二百一十一番地まで、千八百一十一番地から千六百六十二番地まで、千六百六十四番地から千八百八十七番地まで、千九百九十一番地から千二百一十八番地まで、千六百七十七番地、千七百十七番地、千七百十八番地、千七百五十六番地、千七百五十七番地、千八百五十一番地から二千一十一番地まで及び二千四番地から二千六十番地までに限る。)、大字船渡、大字増林、増林一丁目、増林二丁目、増林三丁目、大字増森、増森一丁目、増森二丁目、大字南萩島(一番地から四千十三番地まで、四千九十五番地、四千九十六番地及び四千三百三十一番地から四千三百三十五番地までに限る。)、南越谷一丁目、南越谷二丁目、南越谷三丁目、南越谷四丁目、南越谷五丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、宮前一丁目、宮本町一丁目、宮本町二丁目、宮本町三丁目、宮本町四丁目、宮本町五丁目、大字向畑、元柳田町、弥栄町一丁目、弥栄町二丁目、弥栄町三丁目、弥栄町四丁目、大字弥十郎、谷中町一丁目、谷中町二丁目、谷中町三丁目、谷中町四丁目、柳町、弥生町、流通団地一丁目、流通団地二丁目、流通団地三丁目、流通団地四丁目、レイクタウン一丁目、レイクタウン二丁目、レイクタウン三丁目、レイクタウン四丁目、レイクタウン五丁目、レイクタウン六丁目、レイクタウン七丁目、レイクタウン八丁目、レイクタウン九丁目 別表第一埼玉県第五区の項を次のように改める。	北 区 大宮区 見沼区 第一区に属しない区域 中央区 別表第一埼玉県第十三区の項中「樋掘」を「樋堀に、」久喜市を「第三区に属しない区域に改め、同表埼玉県第十五区の項中「蕨」を「川口市 市を「第二区に属しない区域に改める。 蕨 市 別表第一千葉県第四区の項中「船橋市船橋駅前総合窓口センター管内」の下に「丸山一丁目、丸山二丁目、丸山三丁目、丸山四丁目及び丸山五丁目」に属する区域を除く。」を加える。 別表第一東京都第一区の項から東京都第三区の項までを次のように改める。 第一区 千代田区 港 区 港区芝地区総合支所管内(芝五丁目、三田一丁目、三田二丁目及び三田三丁目に属する区域に限る。) 港区麻布地区総合支所管内 港区赤坂地区総合支所管内 港区高輪地区総合支所管内 港区芝浦港南地区総合支所管内(芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、海岸二丁目及び海岸三丁目(一番から三番まで、十四番から十九番まで及び二十二番から三十番までに限る。))に属する区域を除く。 新 宿 区 本庁管内 新宿区四谷特別出張所管内 新宿区笹塚特別出張所管内 新宿区榎町特別出張所管内
第二類第二号 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第五号 平成二十九年五月二十五日	第二区 中央区 第一区に属しない区域 港 区 第一区に属しない区域 文京区 台東区 台東二丁目、台東三丁目、台東四丁目、柳橋一丁目、柳橋二丁目、浅草橋一丁目、浅草橋二丁目、浅草橋三丁目、浅草橋四丁目、浅草橋五丁目、鳥越一丁目、鳥越二丁目、蔵前一丁目、蔵前二丁目、蔵前三丁目、蔵前四丁目、小島一丁目、小島二丁目、三筋一丁目、三筋二丁目、秋葉原、上野一丁目、上野二丁目、上野三丁目、上野四丁目、上野五丁目、上野六丁目、上野七丁目、東上野一丁目、東上野二丁目、東上野三丁目、東上野四丁目、東上野五丁目、元浅草一丁目、元浅草二丁目、元浅草三丁目、元浅草四丁目、寿一丁目、寿二丁目、寿三丁目、寿四丁目、駒形一丁目、駒形二丁目、北上野一丁目、北上野二丁目、下谷一丁目、下谷二丁目(一番から十二番まで、十三番六号から十三番十三号まで及び十六番から二十三番までに限る。)、下谷三丁目、根岸一丁目、根岸二丁目、根岸三丁目、根岸四丁目、根岸五丁目、入谷一丁目(四番から八番まで、十五番から二十番まで及び二十九番から三十一番までに限る。)、入谷二丁目(三十四番から三十九番までに限る。)、竜泉一丁目、竜泉二丁目、竜泉三丁目、西浅草一丁目、雷
品川区 品川区品川第一地域センター管内 品川区品川第二地域センター管内 品川区大崎第一地域センター管内 東五反田一丁目、東五反田二丁目、東五反田三丁目、西五反田一丁目、西五反田二丁目(一番から二十一番までに限る。)、西五反田八丁目(四番一から四番十三号まで、五番、六番十号から六番二十三号まで、七番及び八番に限る。)、小山台一丁目、小山二丁目、荏原一丁目 品川区大崎第二地域センター管内(西五反田六丁目及び西五反田七丁目に属する区域を除く。) 品川区大井第一地域センター管内 品川区大井第二地域センター管内 品川区大井第三地域センター管内 品川区荏原第一地域センター管内 品川区荏原第二地域センター管内 品川区荏原第三地域センター管内 品川区荏原第四地域センター管内 品川区荏原第五地域センター管内 品川区八潮地域センター管内 大 田 区 大田区鶴町特別出張所管内 大田区田園調布特別出張所管内 大田区鶴の木特別出張所管内(鶴の木二丁	品川区 品川区品川第一地域センター管内 品川区品川第二地域センター管内 品川区大崎第一地域センター管内 東五反田一丁目、東五反田二丁目、東五反田三丁目、西五反田一丁目、西五反田二丁目(一番から二十一番までに限る。)、西五反田八丁目(四番一から四番十三号まで、五番、六番十号から六番二十三号まで、七番及び八番に限る。)、小山台一丁目、小山二丁目、荏原一丁目 品川区大崎第二地域センター管内(西五反田六丁目及び西五反田七丁目に属する区域を除く。) 品川区大井第一地域センター管内 品川区大井第二地域センター管内 品川区大井第三地域センター管内 品川区荏原第一地域センター管内 品川区荏原第二地域センター管内 品川区荏原第三地域センター管内 品川区荏原第四地域センター管内 品川区荏原第五地域センター管内 品川区八潮地域センター管内 大 田 区 大田区鶴町特別出張所管内 大田区田園調布特別出張所管内 大田区鶴の木特別出張所管内(鶴の木二丁

第二区に属しない区域

墨田区
荒川区

別表第一東京都第十六区の項を次のように改める。

第十六区

江戸川区
本庁管内

中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、
中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、
松島三丁目、松島四丁目、松江一丁目、
松江二丁目、松江三丁目、松江四丁目、
松江五丁目、松江六丁目、松江七丁目、
東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小
松川三丁目、東小松川四丁目、西小松川
町、大杉一丁目、大杉二丁目、大杉三丁
目、大杉四丁目、大杉五丁目、西一之江
一丁目、西一之江二丁目、西一之江三丁
目、西一之江四丁目、春江町四丁目、一
之江一丁目、一之江二丁目、一之江三丁
目、一之江四丁目、一之江五丁目、一之
江六丁目、一之江七丁目、一之江八丁
目、西瑞江四丁目、江戸川四丁目、松本
一丁目、松本二丁目

江戸川区小松川事務所管内
江戸川区葛西事務所管内
江戸川区東部事務所管内
江戸川区鹿骨事務所管内
別表第一東京都第十九区の項中「国立市」
を削り、同表東京都第二十一区の項から東京都
第二十四区の項までを次のように改める。
第二十一区
八王子市(東中野及び大塚に属する区域に
限る。)

立川市
日野市
国立市
多摩市
関戸、関戸一丁目、関戸二丁目、関戸三丁

目、関戸四丁目、関戸五丁目(一番から八
番まで及び十三番から三十一番までに限
る。)、連光寺、連光寺二丁目、連光寺二丁
目、連光寺三丁目、連光寺四丁目、連光寺
五丁目、連光寺六丁目、東寺方一丁目、一
ノ宮、一ノ宮一丁目、一ノ宮二丁目、一ノ
宮三丁目、一ノ宮四丁目、聖ヶ丘一丁目
(一番から二十四番まで、三十五番及び四
十四番に限る。)、聖ヶ丘二丁目、聖ヶ丘三
丁目、聖ヶ丘四丁目、聖ヶ丘五丁目

稲城市
坂浜、平尾、平尾一丁目、平尾二丁目、平
尾三丁目、長峰一丁目、長峰二丁目、長峰
三丁目、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若
葉台三丁目、若葉台四丁目

第二十二区
三鷹市
調布市
狛江市
稲城市

第二十三区
町田市
多摩市
第二十一区に属しない区域
第二十四区
八王子市

別表第一東京都第二十五区の項中「青梅
市を「青梅市」に改める。
別表第一神奈川県第七区の項から神奈川県第
九区の項までを次のように改める。
第七区

横浜
港北区
都筑区
あゆみが丘、池辺町、牛久保町、牛久保
一丁目、牛久保二丁目、牛久保三丁目、

牛久保西一丁目、牛久保西二丁目、牛久
保西三丁目、牛久保西四丁目、牛久保東
一丁目、牛久保東二丁目、牛久保東三丁
目、大熊町、大熊町、大熊町、折本町、
加賀原一丁目、加賀原二丁目、勝田町、
勝田南一丁目、勝田南二丁目、川向町、
川和台、川和町、北山田一丁目、北山田
二丁目、北山田三丁目、北山田四丁目、
北山田五丁目、北山田六丁目、北山田七
丁目、葛が谷、佐江戸町、桜並木、新栄
町、すみれが丘、高山、茅ヶ崎町、茅ヶ
崎中央、茅ヶ崎東一丁目、茅ヶ崎東二丁
目、茅ヶ崎東三丁目、茅ヶ崎東四丁目、
茅ヶ崎南一丁目、茅ヶ崎南二丁目、茅ヶ
崎南三丁目、茅ヶ崎南四丁目、茅ヶ崎南
五丁目、茅ヶ崎南六丁目、中川一丁目、
中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、
中川五丁目、中川六丁目、中川七丁目、
中川八丁目、中川中央一丁目、中川中央
二丁目、長坂、仲町台一丁目、仲町台二
丁目、仲町台三丁目、仲町台四丁目、仲
町台五丁目、二の丸、早瀬一丁目、早瀬
二丁目、早瀬三丁目、東方町、東山田
町、東山田一丁目、東山田二丁目、東山
田三丁目、東山田四丁目、平台、富士見
が丘、南山田町、南山田一丁目、南山田
二丁目、南山田三丁目、見花山

第八区
横浜
緑区
青葉区
都筑区

第九区
川崎市
多摩区
宮前区
宮前区役所向丘出張所管内(神木本町一
丁目、神木本町二丁目、神木本町三丁

目、神木本町四丁目及び神木本町五丁目
に属する区域に限る。)

麻生区
別表第一神奈川県第十区の項中「今井、」及び
「井田三舞町、井田杉山町」を削り、同表神奈
川県第十三区の項を次のように改める。
第十三区

大和市
海老名市
座間市
入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三丁目、入
谷四丁目、入谷五丁目、栗原、栗原中央一
丁目、栗原中央二丁目、栗原中央三丁目、
栗原中央四丁目、栗原中央五丁目、栗原中
央六丁目、小松原一丁目、小松原二丁目、
さがみ野一丁目、さがみ野二丁目、さがみ
野三丁目、座間、座間一丁目、座間二丁
目、座間入谷、新田宿、相武台一丁目、相
武台二丁目、相武台三丁目、相武台四丁
目、立野台一丁目、立野台二丁目、立野台
三丁目、西栗原一丁目、西栗原二丁目、東
原一丁目、東原二丁目、東原三丁目、東原
四丁目、東原五丁目、ひばりが丘一丁目、
ひばりが丘二丁目、ひばりが丘三丁目、ひ
ばりが丘四丁目、ひばりが丘五丁目、広野
台一丁目、広野台二丁目、緑ヶ丘一丁目、
緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘四丁
目、緑ヶ丘五丁目、緑ヶ丘六丁目、南栗原
一丁目、南栗原二丁目、南栗原三丁目、南
栗原四丁目、南栗原五丁目、南栗原六丁
目、明王、四ツ谷

綾瀬市
別表第一神奈川県第十四区の項中「相南一丁
目の下に「(一番から十八番までに限る。)」を、
「相南二丁目」の下に「(一番から十二番まで、十
七番及び二十五番から二十八番までに限る。)」
を加え、「相南四丁目」を「(一番から二十六番
まで及び三十四番から四十七番までに限る。)」
に改め、「松が枝町」を削り、同表神奈川県第

「伊勢原市」
十六区の項中「伊勢原市」を座間市

第十三区に属

に改め、同表神奈川県第十八区の
しない区域」

項中「宮前区」を「宮前区」に

改める。
別表第一富山県第一区の項を次のように改め

第一区

富山市

相生町、綾田町一丁目、綾田町二丁目、綾
田町三丁目、青柳、青柳新、赤江町、赤
田、秋ヶ島、秋吉、秋吉新町、悪王寺、曙
町、朝日、旭町、安住町、愛宕町一丁目、
愛宕町二丁目、荒川、荒川一丁目、荒川二
丁目、荒川三丁目、荒川四丁目、荒川五丁
目、荒川新町、荒町、新屋、有沢、有沢新
町、栗島町一丁目、栗島町二丁目、栗島町
三丁目、安養寺、安養坊、飯野、池多、石
金一丁目、石金二丁目、石金三丁目、石倉
町、石坂、石坂新、石坂東町、石田、石
屋、泉町一丁目、泉町二丁目、磯部町一丁
目、磯部町二丁目、磯部町三丁目、磯部町
四丁目、一番町、一本木、稲荷園町、稲荷
町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、
稲荷町四丁目、稲荷元町一丁目、稲荷元町
二丁目、稲荷元町三丁目、犬島一丁目、犬
島二丁目、犬島三丁目、犬島四丁目、犬島
五丁目、犬島六丁目、犬島七丁目、犬島新
町一丁目、犬島新町二丁目、今泉、今泉西
部町、今泉北部町、今市、今木町、岩瀬赤
田町、岩瀬天池町、岩瀬池田町、岩瀬入船
町、岩瀬梅本町、岩瀬御蔵町、岩瀬表町、
岩瀬古志町、岩瀬諏訪町、岩瀬高島町、岩
瀬天神町、岩瀬秋浦町、岩瀬白山町、岩瀬
文化町、岩瀬前田町、岩瀬松原町、岩瀬港
町、牛島新町、牛島町、牛島本町一丁目、

牛島本町二丁目、打出、打出新、内幸町、
梅沢町一丁目、梅沢町二丁目、梅沢町三丁
目、上野、上野寿町、上野新、上野新町、
永楽町、越前町、江本、荏原新町、蛇町、
追分茶屋、大井、大泉、大泉北町、大泉中
町、大泉東町一丁目、大泉東町二丁目、大
泉本町一丁目、大泉本町二丁目、大泉町一
丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大江
千、大江千新町、大島一丁目、大島二丁
目、大島三丁目、大島四丁目、太田、太田
口通り一丁目、太田口通り二丁目、太田口
通り三丁目、於保多町、太田南町、大塚、
大塚北、大塚西、大塚東、大塚南、大手
町、大場、大町、大宮町、奥井町、奥田寿
町、奥田新町、奥田双葉町、奥田本町、奥
田町、押上、音羽町一丁目、音羽町二丁
目、雄山町、海岸通、開発、掛尾栄町、掛
尾町、鹿島町一丁目、鹿島町二丁目、金
代、金屋、金山新、金山新北、金山新桜ヶ
丘、金山新中、金山新西、金山新東、金山
新南、上赤江、上赤江町一丁目、上赤江町
二丁目、上飯野、上飯野新町一丁目、上飯
野新町二丁目、上飯野新町三丁目、上飯野
新町四丁目、上飯野新町五丁目、上今町、
上熊野、上栄、上庄町、上新保、上千俵
町、上布目、上袋、上富居、上富居一丁
目、上富居二丁目、上富居三丁目、上富居
新町、上堀南町、上本町、上八日町、願海
寺、北押川、北新町一丁目、北新町二丁
目、北代、北代新、北代中部、北代東部、
北代北部、北二ツ屋、本場町、経田、経
堂、経堂一丁目、経堂二丁目、経堂三丁
目、経堂四丁目、経堂新町、経力、金泉
寺、銀嶺町、久郷、草島、楠木、窪新町、
窪本町、公文名、栗山、奥羽野田、奥羽
町、奥羽町北、奥羽町西、黒崎、黒瀬、黒
瀬北町一丁目、黒瀬北町二丁目、黒瀬、黒
瀬人町、高来、古志町一丁目、古志町二丁
目、古志町三丁目、古志町四丁目、古志町
五丁目、古志町六丁目、小島町、小杉、五

艘、小中、小西、五番町、五福、五本榎、
駒見、才覚寺、境野新、榮新町、榮町二丁
目、榮町三丁目、榮町三丁目、坂下新、桜
木町、桜谷みどり町一丁目、桜谷みどり町
二丁目、桜橋通り、桜町一丁目、桜町二丁
目、山王町、三熊、三番町、七軒町、芝園
町一丁目、芝園町二丁目、芝園町三丁目、
島田、清水中町、清水町一丁目、清水町二
丁目、清水町三丁目、清水町四丁目、清水
町五丁目、清水町六丁目、清水町七丁目、
清水町八丁目、清水町九丁目、清水元町、
下赤江、下赤江町一丁目、下赤江町二丁
目、下飯野、下奥井一丁目、下奥井二丁
目、下熊野、下新北町、下新西町、下新日
曹町、下新本町、下新町、下野、下野新、
下富居、下富居一丁目、下富居二丁目、下
堀、城川原一丁目、城川原二丁目、城川原
三丁目、庄高田、城北町、城村、城村新
町、白銀町、新金代一丁目、新金代二丁
目、新川原町、新桜町、新庄北町、新庄銀
座一丁目、新庄銀座二丁目、新庄銀座三丁
目、新庄本町一丁目、新庄本町二丁目、新
庄本町三丁目、新庄町、新庄町一丁目、新
庄町二丁目、新庄町三丁目、新庄町四丁
目、新総曲輪、新千原崎、神通本町一丁
目、神通本町二丁目、神通町一丁目、神通
町二丁目、神通町三丁目、新富町一丁目、
新富町二丁目、新根塚町一丁目、新根塚町
二丁目、新根塚町三丁目、新富居、新保、
新名、杉瀬、杉谷、砂町、住友町、住吉、
住吉町一丁目、住吉町二丁目、諏訪川原一
丁目、諏訪川原二丁目、諏訪川原三丁目、
清風町、関、千石町一丁目、千石町二丁
目、千石町三丁目、千石町四丁目、千石町
五丁目、千石町六丁目、千成町、千俵町、
総曲輪一丁目、総曲輪二丁目、総曲輪三丁
目、総曲輪四丁目、惣在寺、双代町、高
木、高木西、高木東、高木南、高島、高園
町、高田、高島町一丁目、高島町二丁目、
高屋敷、宝町一丁目、宝町二丁目、田刈

屋、館出町一丁目、館出町二丁目、辰尾、
辰巳町一丁目、辰巳町二丁目、田中町一丁
目、田中町二丁目、田中町三丁目、田中町
四丁目、田中町五丁目、田尻、田尻西、田
尻東、田尻南、田畑、珠泉西町、珠泉東
町、手屋、手屋一丁目、手屋二丁目、手屋
三丁目、太郎丸、太郎丸西町一丁目、太郎
丸西町二丁目、太郎丸本町一丁目、太郎丸
本町二丁目、太郎丸本町三丁目、太郎丸本
町四丁目、千歳町一丁目、千歳町二丁目、
千歳町三丁目、千原崎、千原崎一丁目、千
原崎二丁目、茶屋町、中央通り一丁目、中
央通り二丁目、中央通り三丁目、中間島、
中間島一丁目、中間島二丁目、千代田町、
塚原、月岡新、月岡西緑町、月岡東緑町一
丁目、月岡東緑町二丁目、月岡町一丁目、月
岡町二丁目、月岡町三丁目、月岡町四丁
目、月岡町五丁目、月岡町六丁目、月岡町
七丁目、月見町一丁目、月見町二丁目、月
見町三丁目、月見町四丁目、月見町五丁
目、月見町六丁目、月見町七丁目、堤町通
り一丁目、堤町通り二丁目、つばめ野一丁
目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、鶴
ヶ丘町、寺島、寺町、寺町けや木台、天正
寺、土居原町、問屋町一丁目、問屋町二丁
目、問屋町三丁目、道正、任海、常盤台、
常盤町、栃谷、利波、富岡町、友杉、豊丘
町、豊川町、豊島町、豊城新町、豊城町、
豊田、豊田本町一丁目、豊田本町二丁目、
豊田本町三丁目、豊田本町四丁目、豊田町
一丁目、豊田町二丁目、豊若町一丁目、豊
若町二丁目、豊若町三丁目、永久町、中
市、中市一丁目、中市二丁目、長江、長江
一丁目、長江二丁目、長江三丁目、長江四
丁目、長江五丁目、長江新町一丁目、長江
新町二丁目、長江新町三丁目、長江新町四
丁目、長江東町一丁目、長江東町二丁目、
長江東町三丁目、長江本町、長柄町一丁
目、長柄町二丁目、長柄町三丁目、中老

田、長岡、長岡新、中沖、中川原、中川原
新町、中川原台二丁目、中川原台二丁目、
中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、中
島四丁目、中島五丁目、中田、中田一丁
目、中田二丁目、中田三丁目、中布目、中
野新、中野新町一丁目、中野新町二丁目、
中富居、中富居新町、中屋、流杉、鍋田、
南矢町、西四十物町、西荒屋、西大泉、西
押川、西金屋、西公文名、西公文名町、西
山王町、西新庄、西町、西田地方町一丁
目、西田地方町二丁目、西田地方町三丁
目、西長江一丁目、西長江二丁目、西長江
三丁目、西長江四丁目、西長江本町、西中
野本町、西中野町一丁目、西中野町二丁
目、西野新、西番、西宮町、西二俣、西
宮、蟻川、布市、布市新町、布瀬本町、布
瀬町、布瀬町一丁目、布瀬町二丁目、布瀬
町南一丁目、布瀬町南二丁目、布瀬町南三
丁目、布目、布目北、布目西、根塚町一丁
目、根塚町二丁目、根塚町三丁目、根塚町
四丁目、野口、野口南部、野口北部、野
田、野中、野中新、野々上、野町、萩原、
蓮町一丁目、蓮町二丁目、蓮町三丁目、蓮
町四丁目、蓮町五丁目、蓮町六丁目、旅籠
町、畑中、八川、八人町、八ヶ山、八町、
八町北、八町中、八町西、八町東、八町
南、花園町一丁目、花園町二丁目、花園町
三丁目、花園町四丁目、花木、羽根、浜黒
崎、林崎、針日、針原中、針原中町、晴海
台、東石金町、東岩瀬町、東岩瀬村、東老
田、東田地方町一丁目、東田地方町二丁
目、東富山寿町一丁目、東富山寿町二丁
目、東富山寿町三丁目、東中野町一丁目、
東中野町二丁目、東中野町三丁目、東流
杉、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁
目、日方江、久方町、日之出町、日俣、百
塚、鴨島、ひよどり南台、平榎、平岡、
開、開ヶ丘、平吹町、福居、富居栄町、不
二越本町一丁目、不二越本町二丁目、不
二越町、藤木、藤木新、藤木新町、藤の木園

町、藤の木台一丁目、藤の木台二丁目、藤
の木台三丁目、二口町一丁目、二口町二丁
目、二口町三丁目、二口町四丁目、二口町
五丁目、二俣、二俣新町、舟橋今町、舟橋
北町、舟橋南町、古鍛冶町、古川、古沢、
古寺、文京町一丁目、文京町二丁目、文京
町三丁目、別名、星井町一丁目、星井町二
丁目、星井町三丁目、堀、堀川小泉町、堀
川小泉町一丁目、堀川小泉町二丁目、堀川
本郷、堀川町、堀端町、本郷、本郷島、本
郷新、本郷西部、本郷中部、本郷東部、本
郷北部、本郷町、本町、本丸、牧田、町
新、町袋、町村、町村一丁目、町村二丁
目、松浦町、松木、松木新、松若町、丸の
内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、
三上、水落、水橋池田館、水橋池田町、水
橋石政、水橋石割、水橋伊勢屋、水橋伊勢
領、水橋市江、水橋市田袋、水橋入江、水
橋魚野、水橋大町、水橋沖、水橋肘崎、水
橋開発、水橋開発町、水橋鏡田、水橋堅
田、水橋金尾、水橋金尾新、水橋金店、水
橋上桜木、水橋上砂子坂、水橋川原町、水
橋北馬場、水橋狐塚、水橋小池、水橋恋
塚、水橋小出、水橋五郎丸、水橋桜木、水
橋佐野竹、水橋山王町、水橋下段、水橋柴
草、水橋清水堂、水橋下砂子坂、水橋下砂
子坂新、水橋常願寺、水橋小路、水橋上条
新町、水橋新保、水橋新堀、水橋専光寺、
水橋大正、水橋高月、水橋高寺、水橋高
堂、水橋館町、水橋田伏、水橋辻ヶ堂、水
橋中馬場、水橋中町、水橋中村、水橋中村
町、水橋入部町、水橋島等、水橋番頭名、
水橋平榎、水橋平塚、水橋二杉、水橋二ツ
屋、水橋曲淵、水橋町、水橋町袋、水橋的
場、水橋柳寺、緑町一丁目、緑町二丁目、
湊入船町、南金屋、南栗山、南新町、南田
町一丁目、南田町二丁目、南中田、宮尾、
宮条、宮園町、宮成、宮成新、宮保、宮
町、向新庄、向新庄町一丁目、向新庄町二
丁目、向新庄町三丁目、向新庄町四丁目、

向新庄町五丁目、向新庄町六丁目、向新庄
町七丁目、向新庄町八丁目、向川原町、室
町通り一丁目、室町通り二丁目、明輪町、
元町一丁目、元町二丁目、桃井町一丁目、
桃井町二丁目、森、森一丁目、森二丁目、
森三丁目、森四丁目、森五丁目、森住町、
森田、森若町、安田町、安野屋町一丁目、
安野屋町二丁目、安野屋町三丁目、柳町一
丁目、柳町二丁目、柳町三丁目、柳町四丁
目、八幡、山岸、山室、山室荒屋、山室荒
屋新町、山本、山本新、弥生町一丁目、弥
生町二丁目、八日町、四方、四方荒屋、四
方一番町、四方恵比須町、四方北窪、四方
新、四方新出町、四方神明町、四方田町、
四方西岩瀬、四方二番町、四方野割町、四
方港町、横内、横越、吉岡、吉倉、吉作、
四ツ葉町、米田、米田すずかけ台一丁目、
米田すずかけ台二丁目、米田すずかけ台三
丁目、米田町一丁目、米田町二丁目、米田
町三丁目、若竹町一丁目、若竹町二丁目、
若竹町三丁目、若竹町四丁目、若竹町五丁
目、若竹町六丁目
別表第一愛知県第六区の項を次のように改め
る。
第六区
瀬戸市
瀬戸市役所水野支所管内
川平町、本郷町(十番から千四十八番ま
でに限る)、十軒町、鹿栗町、内田町一
丁目、内田町二丁目、北みずの坂一丁
目、北みずの坂二丁目、北みずの坂三丁
目
春日井市
犬山市
小牧市
別表第一愛知県第七区の項中「瀬戸市」を
「瀬戸市」に改め、同表愛知県
第六区に属しない区域」

県第十四区の項中「新城市」を「新城市
額田郡」に改める。
別表第一三重県第一区の項を次のように改め
る。
第一区
津市
松阪市
別表第一三重県第二区の項中「四日市市常磐
地区市民センター管内」及び「四日市市川島地区
市民センター管内」を削り、四日市市中部地区
市民センター管内」を削り、四日市市楠総合支
所管内」を「四日市市楠地区市民セン
ター管内」に、「亀山市」を「亀山市」に
改め、同表三重県第四区の項を次のように改め
る。
第四区
伊勢市
尾鷲市
鳥羽市
熊野市
志摩市
多気郡
度会郡
北牟婁郡
南牟婁郡
別表第一三重県第五区の項を削る。
別表第一大阪府第一区の項中「生野区」を
「東成区」に改め、同表大阪府第二区の項中
「阿倍野区」を「生野区」に改め、同表大阪府第
四区の項中「東成区」を削る。
別表第一兵庫県第二区の項を次のように改め
る。
第二区

神戸市 兵庫区 北区 長田区 西宮市 塩瀬支所管内 山口支所管内 別表第一兵庫第五区の項から兵庫第七区の項までを次のように改める。 第五区 豊岡市 川西市 平野(字カキラジ原に限る。)、西畦野(字丸山及び字東通りを除く。)、一庫、国崎、黒川、横路、大和東一丁目、大和東二丁目、大和東三丁目、大和東四丁目、大和東五丁目、大和西一丁目、大和西二丁目、大和西三丁目、大和西四丁目、大和西五丁目、美山台一丁目、美山台二丁目、美山台三丁目、丸山台一丁目、丸山台二丁目、丸山台三丁目、見野一丁目、見野二丁目、見野三丁目、東畦野、東畦野一丁目、東畦野二丁目、東畦野三丁目、東畦野四丁目、東畦野五丁目、東畦野六丁目、東畦野山手一丁目、東畦野山手二丁目、長尾町、西畦野一丁目、西畦野二丁目、山原、山原一丁目、山原二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、山下町、山下、笹部一丁目、笹部二丁目、笹部三丁目、笹部、下財町、一庫一丁目、一庫二丁目、一庫三丁目	宝塚市 川西市 第五区に属しない区域 第七区 西宮市 第二区に属しない区域 芦屋市 別表第一奈良第一区の項を次のように改める。 第一区 奈良市 本庁管内 奈良市西部出張所管内 奈良市北部出張所管内 奈良市東部出張所管内 奈良市月ヶ瀬行政センター管内 生駒市 別表第一奈良第二区の項中「生駒市」を「香芝市に、生駒郡を磯城郡北葛城郡」に改め、同表奈良第三区の項を次のように改める。 第三区 大和高田市 樫原市 桜井市 五條市 御所市 葛城市 宇陀市 宇陀郡 高市郡 吉野郡 別表第一奈良第四区の項を削る。 別表第一岡山第一区の項を次のように改める。	北区 本庁管内(祇園、後楽園、中原及び牟佐に属する区域を除く。) 北区役所御津支所管内 北区役所建部支所管内 南区 本庁管内 青江六丁目、あけぼの町、泉田、泉田一丁目、泉田二丁目、泉田三丁目、泉田四丁目、泉田五丁目、内尾、浦安西町、浦安本町、浦安南町、大福、海岸通一丁目、海岸通二丁目、古新田、市場一丁目、市場二丁目、下中野、新福一丁目、新福二丁目、新保、洲崎一丁目、洲崎二丁目、洲崎三丁目、妹尾、妹尾崎、曾根、立川町、築港栄町、築港新町一丁目、築港新町二丁目、築港ひかり町、築港緑町一丁目、築港緑町二丁目、築港緑町三丁目、築港元町、千鳥町、当新田、富浜町、豊成一丁目、豊成二丁目、豊成三丁目、豊浜町、中畦、並木町一丁目、並木町二丁目、南輝一丁目、南輝二丁目、南輝三丁目、西市、西畦、浜野一丁目、浜野二丁目、浜野三丁目、浜野四丁目、東畦、平福一丁目、平福二丁目、福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、福島四丁目、福田、福富中一丁目、福富中二丁目、福富西一丁目、福富西二丁目、福富西三丁目、福富東一丁目、福富東二丁目、福成一丁目、福成二丁目、福成三丁目、福浜町、福浜西町、福吉町、藤田、芳泉一丁目、芳泉二丁目、芳泉三丁目、芳泉四丁目、松浜町、万倍、箕島、三浜町一丁目、三浜町二丁目、山田、米倉、若葉町	広面、上加茂、下加茂、美原、加茂市場、高谷、平岡、上野、竹部、上田東、細田、三納谷、上田西、円城、案田、高富、神瀬、船津、小森 吉備中央町役場井原出張所管内 「真庭市落合支 真庭市勝山支 真庭市美甘支 真庭市湯原支 別表第一岡山第三区の項中 局管内 「真庭市落合振興局管内 局管内 「真庭市勝山振興局管内 局管内 「真庭市美甘振興局管内 局管内 「真庭市湯原振興局管内」に改める。 別表第一広島第二区の項中 「江田島市沖美 江田島市大柿 江田島市高田 支所管内 「江田島市能美支所管内 支所管内 「江田島市沖美支所管内 出張所管内 「江田島市深江連絡所管内」に改 出張所管内 「江田島市柿浦連絡所管内」に改 め。 別表第一香川県第一区の項中「本庁管内」を「本庁管内 勝賀総合センター管内」に改め、「香西出張所管内」及び「鬼無出張所管内」を削る。 「弦打出張所管内 下笠居出張所管内」 別表第一愛媛第一区の項中「浮穴支所管内」の下に「北井門二丁目に属する区域に限る。」を加え、「久谷支所管内」を削り、同表愛媛第二区の項中「上浮穴郡」を削り、同表愛媛第四区の項中「西予市」を「西予市に改める。 別表第一福岡第二区の項及び福岡第三区の項を次のように改める。 第二区 福岡市	第六区 伊丹市	第一区 岡山市	加賀郡 吉備中央町 本庁管内	福岡市
---	---	---	--	--------------------	--------------------	-------------------------------	------------

中央区
南区

那の川一丁目、那の川二丁目（一番から四番までに限る）、大楠二丁目、大楠三丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、玉川町、塩原二丁目、塩原三丁目、塩原四丁目、大橋団地、大橋一丁目、大橋二丁目、大橋三丁目、大橋四丁目、高木一丁目、高木二丁目、高木三丁目、五十川一丁目、五十川二丁目、井尻一丁目、井尻二丁目、井尻三丁目、井尻四丁目、井尻五丁目、折立町、横手一丁目、横手二丁目、横手三丁目、横手四丁目、横手南町、的場一丁目、的場二丁目、日佐一丁目、日佐二丁目、日佐三丁目、日佐四丁目、向新町一丁目、向新町二丁目、高宮一丁目、高宮二丁目、高宮三丁目、高宮四丁目、高宮五丁目、多賀一丁目、多賀二丁目、向野一丁目、向野二丁目、筑紫丘一丁目、筑紫丘二丁目、野間一丁目、野間二丁目、野間三丁目、野間四丁目、若久団地、若久一丁目、若久二丁目、若久三丁目、若久四丁目、若久五丁目、若久六丁目、三宅一丁目、三宅二丁目、三宅三丁目、南大橋一丁目、南大橋二丁目、和田一丁目、和田二丁目、和田三丁目、和田四丁目、野多目一丁目、野多目二丁目、野多目三丁目、野多目四丁目（一番から十三番まで、十八番一号から十八番十四号まで、十八番六十一号から十八番八十二号まで及び十九番から三十番までに限る）、野多目五丁目、老司一丁目（一番一号から一番十七号まで、一番二十六号から一番四十八号まで、二番から四番まで、五番十八号から五番三十六号まで、六番及び七番九号から七番二十八号までに限る）、市崎一丁目、市崎二丁目、大池一丁目、大池二

丁目、平和一丁目、平和二丁目、平和四丁目、寺塚一丁目、寺塚二丁目、柳河内一丁目、柳河内二丁目、皿山一丁目、皿山二丁目、皿山三丁目、皿山四丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、屋形原一丁目、屋形原二丁目、屋形原三丁目、屋形原四丁目、屋形原五丁目、鶴田四丁目（一番一号から一番八号まで、一番四十四号から一番四十七号まで、三番五号から三番二十四号まで及び三番三十八号から三番五十四号までに限る）、長丘一丁目、長丘二丁目、長丘三丁目、長丘四丁目、長丘五丁目、長住一丁目、長住二丁目、長住三丁目、長住四丁目、長住五丁目、長住六丁目、長住七丁目、西長住一丁目、西長住二丁目、西長住三丁目、大字検原、検原一丁目、検原二丁目、検原三丁目、検原四丁目、検原五丁目、検原六丁目、検原七丁目、大平寺一丁目、大平寺二丁目、大字柏原、柏原一丁目（一番から二十五番まで及び二十七番から五十三番までに限る）、柏原三丁目、柏原四丁目、柏原五丁目、柏原六丁目、柏原七丁目

城南区

鳥飼四丁目、鳥飼五丁目、鳥飼六丁目、鳥飼七丁目、別府団地、別府一丁目、別府二丁目、別府三丁目、別府四丁目、別府五丁目、別府六丁目、別府七丁目、城西団地、荒江団地、荒江一丁目、飯倉一丁目、田島一丁目、田島二丁目、田島三丁目、田島四丁目、田島五丁目、田島六丁目、茶山一丁目、茶山二丁目、茶山三丁目、茶山四丁目、茶山五丁目、茶山六丁目、金山団地、七隈一丁目、七隈二丁目、七隈三丁目（一番から五番まで、八番二十四号、八番三十一号から八番四十

四号まで、十五番から十九番まで、二十番一号から二十番四号まで及び二十番二十五号から二十番六十七号までに限る）、松山一丁目、松山二丁目、友丘一丁目、友丘二丁目、友丘三丁目、友丘四丁目、友丘五丁目、友丘六丁目、友泉亭、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目、長尾五丁目、樋井川一丁目、樋井川二丁目、樋井川三丁目、樋井川四丁目、樋井川五丁目、樋井川六丁目、樋井川七丁目、宝台団地、堤団地、堤一丁目、堤二丁目、東油山一丁目、東油山二丁目、東油山三丁目、東油山四丁目、東油山五丁目、東油山六丁目、大字東油山、大字片江、片江一丁目、片江二丁目、片江三丁目、片江四丁目、片江五丁目、南片江一丁目、南片江二丁目、南片江三丁目、南片江四丁目、南片江五丁目、南片江六丁目、西片江一丁目、西片江二丁目、神松寺一丁目、神松寺二丁目、神松寺三丁目

第三区

福岡市

城南区

第二区に属しない区域

早良区

西区

糸島市

別表第一福岡県第五区の項中「筑紫野市」を「福岡市」

南区

第二区に属しない区域に改める。

筑紫野市

別表第一長崎県第一区の項中「小神支所管内」を「西浦上支所管内」

「小神支所管内」

を「西浦上支所管内」に改め、同表長崎県第二区の項中「西海市」を削り、同表長崎県第

「東彼杵郡 三区の項中「東彼杵郡」を北松浦郡に改め、同表長崎県第四区の項中「北松浦郡」を「西海市」に改める。

佐々町

別表第一熊本県第一区の項から熊本県第四区の項までを次のように改める。

第一区

熊本市

中央区

東区

北区

第二区

熊本市

西区

南区

荒尾市

玉名市

玉名郡

第三区

山鹿市

菊池市

阿蘇市

合志市

菊池郡

阿蘇郡

上益城郡

第四区

八代市

人吉市

水俣市

天草市

宇土市

上天草市

宇城市

下益城郡

八代郡

華北郡
球磨郡
天草郡

別表第一熊本県第五区の項を削る。

別表第一大分県第一区の項中「明野出張所管内」を「明野支所管内」に改める。

別表第一鹿児島県第一区の項中「桜島支所管内」を「松元支所管内」に改め、同表鹿児島県第一区支所管内

二区の項から鹿児島県第四区の項までを次のように改める。

第二区

鹿児島市

第一区に属しない区域

枕崎市

指宿市

南さつま市

奄美市

南九州市

大島郡

第三区

阿久根市

出水市

薩摩川内市

日置市

いちき串木野市

伊佐市

始良市

薩摩郡

出水郡

始良郡

第四区

鹿屋市

西之表市

垂水市

曾於市

霧島市

志布志市

曾於郡

肝属郡
熊毛郡

別表第一鹿児島県第五区の項を削る。

第二条中公職選挙法別表第二の改正規定を次のように改める。

別表第二東北の項中「十四人」を「十三人」に改め、同表北関東の項中「二十人」を「十九人」に改め、同表近畿の項中「二十九人」を「二十八人」に改め、同表九州の項中「二十一人」を「二十人」に改め、同表中この表は、国勢調査統計法平成十九年法律第五十三号第五條第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。の結果によつて、更正することを例とする。」を削る。

附則第一条ただし書中「第二条の下に」並びに附則第四条、第六條及び第七條を加え、「同条の規定による改正後の公職選挙法（附則第三条及び第四条において「新公職選挙法」という。）第十三條第一項に規定する法律の施行の日（附則第四条を「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の公布の日から起算して一月を経過した日（附則第三条及び第四条）に改める。」

附則第三条を削る。

附則第四条中「新公職選挙法の規定は、」を「第二条の規定による改正後の公職選挙法（以下この条及び次条において「新公職選挙法」という。）の規定（新公職選挙法第十八條第二項及び第百七十五條第五項の規定を除く。）は、衆議院議員の選挙については、この条を「この項」に改め、「から」の下に「衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について」を加え、「総選挙及び」を「総選挙、」に改め、「の選挙」の下に「及び一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 新公職選挙法第十八條第二項及び第百七十五

条第五項の規定並びに附則第七條の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第十九條の規定は、一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3 附則第六條の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）以下この項において「新国民審査法」という。）第五條の二第三項から第五項まで（これらの規定を新国民審査法第五條の三第二項から第四項まで及び第十六條の二第二項において準用する場合を含む。）及び第五十四條第二項の規定は、一部施行日以後その期日を告示される審査について適用し、一部施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附則第四条を附則第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（新公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱）

第四条 新公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成二十九年四月十九日（以下この条において「基準日」という。）現在によつたものであつて、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかつたものとみなす。ただし、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわたつて市町村（特別区を含む。）の境界変更（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市の区又は総合区の区域の変更を含む。）以下この条において同じ。）があつたときは、一部施行日に当該境界変更があつたものとみなして、新公職選挙法第十三條第三項及び第

四項の規定を適用する。

附則に次の二条を加える。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）
第六条 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第五條の二第三項中「又は総合区」を「総合区を含む。次項及び第五項において同じ。」に、「数町村を」を「数市町村」に、「を区域とする」を「の全部又は一部を合わせて設けた」に改め、同条第四項中「又は総合区」を削り、「数町村を」を「数市町村又は指定都市の数区」に、「を区域とする」を「の全部又は一部を合わせて設けた」に改め、同条に次の一項を加える。

指定都市の選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会から第三項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を数区の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第五條の二第二項から第四項まで、第十六條の二第二項及び第五十四條第二項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第七條 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九條中「数開票区」を「開票区」に、「においては」を「には」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

衆議院議員選挙区画定審議会が行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。